

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 (地方拠点都市法)

(平成4.6.5) 最近改正 平成26.5.30 法42号

1. 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内の建築等の制限等

(1) 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域 (法第19条)

拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域は、都道府県知事がこの法律の定義に該当する市町村の区域を地方拠点都市地域として指定した地域内の市街化区域のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域に都市計画として定められます。

- ① 良好な拠点業務市街地として一体的に整備され、又は開発される自然的、経済的、社会的条件を備えていること
- ② 大部分の土地が建築物の敷地として利用されていないこと
- ③ 2 ha 以上の規模であること
- ④ 大部分が商業地域内にあること

(2) 制限の内容 (法第21条第1項)

拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内において、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をする場合は、原則として都道府県知事等（市の区域内にあっては、当該市の長。）の許可を受けなければなりません。

(3) 確認方法

都市計画に定められるので、都道府県又は市町村の事務所で都市計画の図書を閲覧して調べます。